



国保だより

○令和3年2月28日現在
国保世帯数 9,803世帯
被保険者数 16,067名
保健事業 第107号
○発行
須賀川市保険年金課
電話 88-9136

国民健康保険の方が、社会保険に加入・脱退したときは、市役所で手続きが必要です。

制度上、少しの期間でも、無保険ではできません。

手続きが遅れても、後でさかのぼって加入・脱退になりますので、手続きを**14日以内**に忘れずに行ってください。

◎手続きに必要なもの【社会保険に加入したとき】

加入者全員分の**社会保険証、国民健康保険証**、窓口に来る方の**本人確認できる書類**（マイナンバーカードまたは運転免許証など）、該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、委任状（別世帯の方が手続きする場合）

◎手続きに必要なもの【社会保険を脱退したとき】

健康保険資格喪失証明書（辞めた会社から発行）、窓口に来る方の**本人確認できる書類**（マイナンバーカードまたは運転免許証など）、該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類、委任状（別世帯の人が手続きする場合）

転入や転出などの際も国民健康保険の手続きが必要です。

国民健康保険は、**住所地の市区町村**で加入することになっています。お住いの市区町村が変わる場合は、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。

修学中の国民健康保険加入者には「学生特例」の保険証を交付します。

大学や専門学校進学などのため、親から仕送りを受ける学生が実際に生活する市区町村に住所を異動した場合、須賀川市の国民健康保険に引き続き加入することができる「**学生特例**」の保険証を交付します。

該当する方は、**4月1日以降の日付の在学証明書、国民健康保険証**、窓口に来る方の**本人確認できる書類**（マイナンバーカードまたは運転免許証など）、該当者と世帯主の個人番号が確認できる書類をお持ちになり手続きをしてください。なお、在学証明書発行前に保険証が必要な方は、有効期間が1か月の学生特例証を交付しますので、ご相談ください。

卒業後の手続き

卒業したときは、「**学生特例非該当**」の届け出をして保険証を返却してください。

また、卒業予定年度を超えて在学するときや大学院などに進学するときは、改めて手続きが必要になります。

卒業後に須賀川市に戻ってくるとき

他の健康保険に加入するときを除き、須賀川市の国民健康保険に加入することになりますので、転入手続きと併せて加入手続きを行ってください。

卒業後に須賀川市に戻らないとき

新たな就職先の健康保険に加入するか、住所地の国民健康保険に加入することになります。

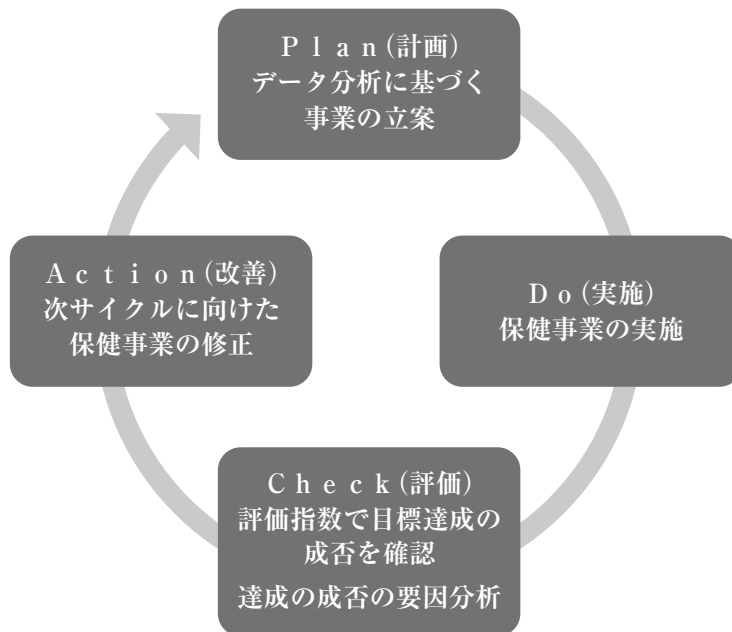
第2期国民健康保険データヘルス計画の中間評価を行いました

計画策定の背景とねらい

『日本再興戦略』では、“国民の健康寿命の延伸”が重要な柱とされており、「全ての健康保険組合に対し、レセプト（医療機関が作成する診療報酬明細書）等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画」として“データヘルス計画”の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」としています。

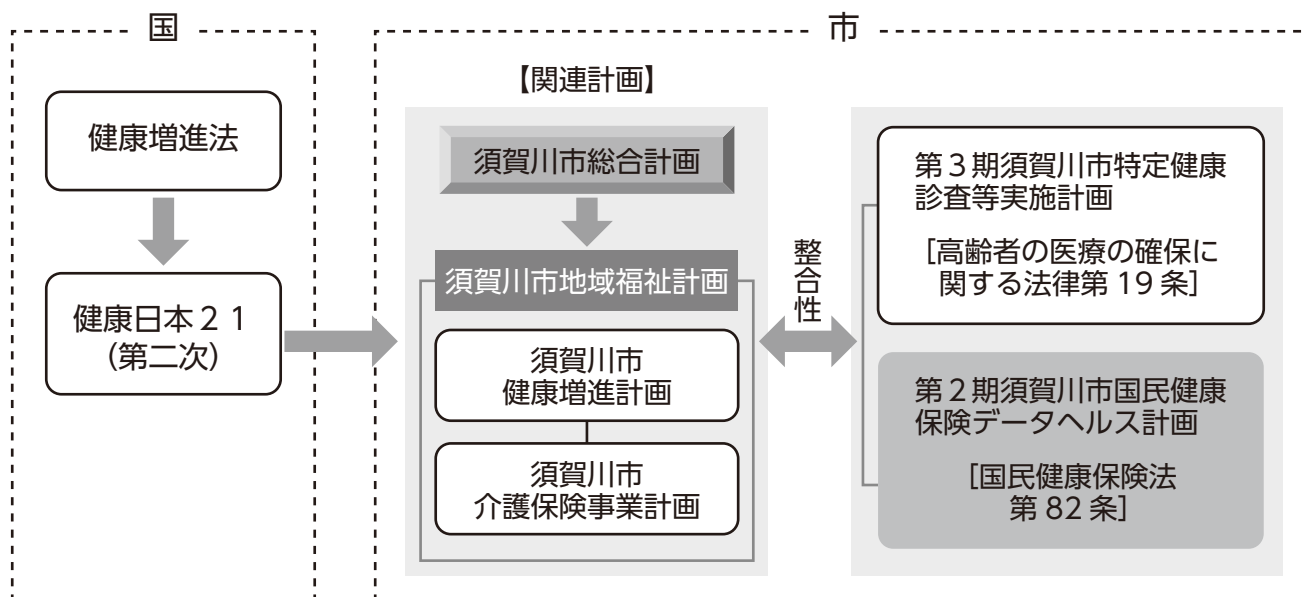
データヘルス計画とは、健康診査やレセプト等データの分析に基づいて、個別の保健事業を右の図で示すPDCAサイクルで効果的・効率的に実施するための事業計画であり、事業の実効性を高めていくことがデータヘルス計画のねらいとなっています。

本市では、個別の保健事業として特定健康診査事業、特定健康診査未受診者対策事業、特定保健指導事業、特定健康診査等事後支援事業、受診行動適正化指導事業、ジェネリック医薬品差額通知事業、糖尿病性腎症重症化予防事業の7つを定めています。



計画の位置付け

第2期データヘルス計画は、健康増進法に基づく「健康日本21（第二次）」を踏まえるとともに、市政経営の基本方針となる「須賀川市総合計画」に基づき定められた健康福祉分野の総合計画「須賀川市地域福祉計画」の個別計画である「須賀川市健康増進計画」、「須賀川市介護保険事業計画」等の関連計画との整合性を図っており、また、保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定める「第3期須賀川市特定健康診査等実施計画」と相互に連携して策定しています。



◎ 計画の期間は、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間となり、計画前期の終了年度となる令和2年度末に中間評価を行いました。

計画の目標

健康寿命の延伸を図るためには生活習慣病の予防対策が重要となりますが、健康診査やレセプト等データの分析により浮かび上がった須賀川市の健康課題としては、次のものがありました。

- 心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化を予防する必要がある。
- 心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症等の発症に関わる高血圧症や脂質異常症、糖尿病を減少させる必要がある。
- 生活習慣病の早期発見・早期治療を開始する人を増やし重症化を予防するためにも、特定健康診査受診率の向上を図る必要がある。

そこで、須賀川市の健康課題を解決するため、生活習慣病の発症や重症化を予防することを本計画の目的と位置づけ、特に、心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の発症や重症化予防を最優先に取り組むものとしています。

- ▶短期目標：市は、保健指導の対象者を的確に把握するため、特定健康診査の受診率の向上に取り組む。さらに、特定健康診査により血圧や血糖、脂質等で受診勧奨値に該当した者に対し、優先順位を決め保健指導に取り組む。
- ▶中長期目標：短期目標に掲げた保健指導を継続的に取り組むことにより、脳血管疾患、心疾患、糖尿病性腎症の発症、重症化予防に繋げる。また、これらの取り組みを継続することにより、重症化を予防するだけでなく、医療費の抑制にも繋げる。

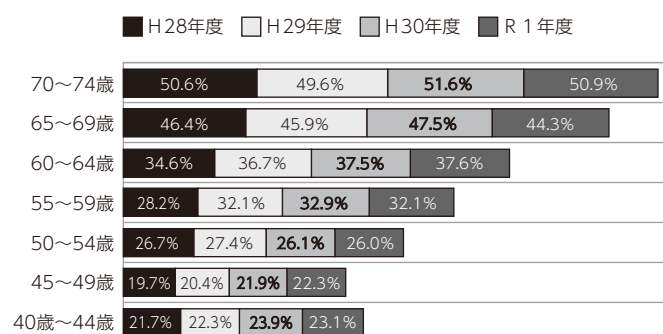
計画前半の取組状況・評価

7つの保健事業のうち「特定健康診査事業」について紹介します。

<特定健康診査事業>

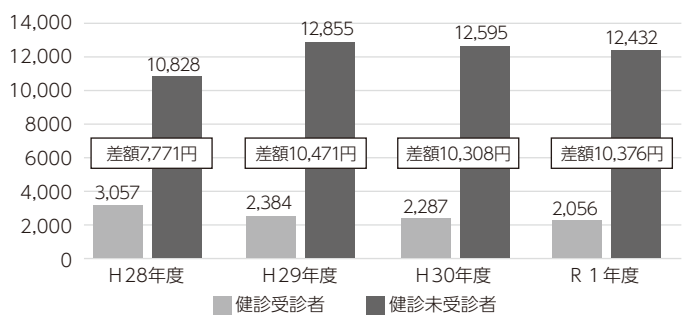
対象	40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者（長期入院者、施設入所者を除く）
事業内容	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする者を抽出するための健診
検診項目	①基本項目（既往歴調査、身体測定、血圧・肝機能・血中脂質・血糖・尿・HbA1c検査） ②詳細項目（貧血、心電図、眼底等）※医師の判断により追加する項目 ③市独自項目（血清クレアチニン）
実施方法	集団健診（8月～11月まで）又は施設健診（6月～翌年1月まで）

図表1 特定健診受診率（年齢層別）



図表1からは、若年層の受診率が低く、年代が高くなるにつれて受診率も高くなっている傾向が分かります。

図表2 特定健診受診者、未受診者における生活習慣病等1人当たり医療費



図表2は、特定健診受診者と未受診者の生活習慣病等の1人当たり医療費を比較した場合、健診未受診者の方が高額となっています。このことから、特定健診を受診することにより、生活習慣病等の早期発見と重症化の予防にも繋がりが、ご自身が支払う医療費削減にも繋がること分かります。

特定健診を受診されていない方は、特定健診を受診してみたいかご検討ください。須賀川市では、令和2年度より自己負担金なしで特定健診を受診できますので、皆様の受診をお待ちしております。

なお、7つの保健事業等に関する詳しい中間評価については、市ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いのある被用者に対する傷病手当金支給の適用期間が“令和3年6月末”まで延長されました

1 支給対象者

次の4つの条件をすべて満たす方

- (1) 須賀川市国民健康保険に加入している方
- (2) お勤め先から給与等の支払いを受けている方（被用者である方）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために仕事を休んでいる方
- (4) 仕事を休んでいる間、お勤め先から給与等の全部または一部の支払いがない方

2 支給対象となる日数

新型コロナウイルス感染症への感染または感染疑いにより仕事を休んだ日から連続して3日間(待機期間)の後、4日目以降の仕事に就けなかった期間のうち就労を予定していた日数

3 支給額の計算方法

1日あたりの支給額 [(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)] × 支給対象となる日数

4 適用期間

令和2年1月1日から令和3年6月30日の間で、療養のため仕事を休んでいる期間

(注) ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで。

5 申請方法

支給を受けるためには申請が必要となります。申請を希望される場合は、必ず事前に保険年金課国保給付係にお電話にてお問い合わせいただき、保険年金課の窓口にて手続きをお願いします。（郵送による申請も可能です。）

なお、申請手続きに必要な書類については、お電話でお問い合わせいただくか、市ホームページで確認してください。

令和3年度の医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知について

医療費通知とジェネリック医薬品差額通知について、令和2年度までは通知対象となる方へ毎月お送りしていましたが、令和3年度は下記のとおり年6回の通知となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※1 医療費通知		●		●		●		●		●		●
ジェネリック 医薬品差額通知 ※2	■		■		■		■		■		■	

※1：受診した医療費の額をお知らせするもの。（2か月分の医療費の額をまとめて通知します。）

※2：処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬剤費の軽減額をお知らせするもの。

お問合せ先

〒962-8601

須賀川市八幡町135番地

須賀川市保険年金課

国保税係（電話）0248-88-9136・FAX 0248-94-4561

国保給付係（電話）0248-88-9135・

//